

各市町村におけるNPOの活動拠点や活動場所として使用できる施設情報

【調査様式①】

施設の名称	葉山の蔵		
所在地	高知県高岡郡津野町姫野々604-6		
施設管理者	市町村における公共施設・市町村で把握している民間施設・その他施設 津野町(教育委員会)		
施設外観(写真)		アクセスマップ	
施設情報			
施設内写真		施設平面図	
利用時間		休館日	
利用料金	別添1参照		
利用料減免措置	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	(有の場合) 対象者	公益上必要と認める時
利用条件等			
施設電話番号	0889-55-2389	施設FAX	0889-55-2389
施設ホームページ	http://www.town.kochi-tsuno.lg.jp/ 津野町HPよりご確認下さい		
市町村担当者	津野町教育委員会分室		
	TEL:0889-55-2346	メールアドレス:	

別表(第8条関係)

津野町酒蔵ホール使用料

1 一般及び任意団体が占有して使用する場合

施設(室)別使用料		ホール金額	ホール以外の各室(夜なべ談議室を除く。)金額	披露宴、祝賀会等飲食を伴う場合
区分				
町内	昼間 AM9:00~PM6:00	5,250円	525円	
	夜間 PM6:00~PM10:00	5,250円	525円	
	昼夜間 AM9:00~PM10:00	10,500円	1,050円	31,500円
町外	昼間 AM9:00~PM6:00	10,500円	1,050円	
	夜間 PM6:00~PM10:00	10,500円	1,050円	
	昼夜間 AM9:00~PM10:00	21,000円	2,100円	52,500円

- 2 冷暖房を使用する場合の使用料金は、ホールについては、上表の30%増しとする。ホール以外の各室については、1時間当たり210円増しとする。
- 3 披露宴、祝賀会等飲食を伴う場合の利用施設は、ホール、ギャラリーⅢ、ギャラリーⅣとする。ただし、冷暖房は上表の30%増しのみとする。
- 4 カラオケの使用料は、2,100円とする。
- 5 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、上表の区分に係る使用料の額に、次の表の区分に示す割合を乗じて得た額を加算する。この場合、入場料等に段階を設けている場合は、その最高額をもって適用する。ただし、減免する団体が使用する場合は、適用しない。

区分	割合
入場料等が1,000円以下の場合	30%
入場料等が1,000円を超え、2,000円以下の場合	50%
入場料等が2,000円を超え、3,000円以下の場合	70%
入場料等が3,000円を超える場合	120%

- 6 前項の利用者が冷暖房を使用する場合の使用料金は、ホールについては、1時間当たり、2,100円とする。